

第4回 厚生労働省統計調査の省内事業仕分け

平成22年12月8日(水)

15:00~17:00

厚生労働省12階 専用第12会議室

議 事 次 第

○ 議 事

1. 統計調査の省内事業仕分けについて
2. その他

[配付資料]

資 料 厚生労働省統計調査の省内事業仕分け 報告案

厚生労働省統計調査の省内事業仕分け 報告案

I 仕分けの視点

1 仕分けに至る背景

経済社会を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、国民の価値観や統計情報に対するニーズが多様化したことを背景に、外観からは把握が困難な事業所（SOHO）の増加や単身世帯・夫婦共働き世帯の増加等による昼間に在宅する世帯の減少、企業・個人の情報保護意識の高まりなどがあり、統計調査への協力が国民から得られにくくなっている。

一方、政府の統計行政担当部局は、過去の行政改革の中で、定員が他部局に比して後退してきた歴史がある。また、予算についても減少傾向にあり、これら定員・予算については、当省の統計調査をめぐる状況においても同様である。そうした統計リソースの厳しい制約の中で、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した有用な統計の作成及び提供を今後とも継続的に行うことができるよう、既存統計の充実や効率的な統計の実施、わかりやすい統計調査結果の公表などが求められている。

2 省内事業仕分けの一環としての統計調査の仕分け

1のような状況の中で、厚生労働省では、自ら改革を実施するために厚生労働省の事務・事業や所管する独立行政法人、公益法人等の事業などの在り方について、公開、かつ、外部の視点を入れて議論を行う省内事業仕分けを実施しており、平成22年6月17日の省内事業仕分けにおいて、毎月勤労統計調査が取り上げられたことを契機に、厚生労働省における統計調査全般についても、省内事業仕分けの一環として、プロジェクト方式で仕分けを行うこととされた。

この統計調査の事業仕分けに当たっては、専門的・技術的な面での検討が必要であることから、統計の専門家を加えた仕分け人8人により、全4回の検討を行った。

3 仕分けの視点

厚生労働行政は、国民生活の全般にわたる深い関わりをもっており、厚生労働統計調査は、その行政を推進するために必要不可欠な基礎資料を得るた

めに、人口・世帯、保健衛生、社会福祉、老人保健、社会保険・社会保障、雇用、賃金・労働時間、労使関係、労働災害・労働安全衛生といった様々な事象を把握している。社会や経済の実情を的確に示す統計の存在は、国民に対する説明責任を果たし、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making) や実施した政策の評価・検証を行い、政策を改善するために必要不可欠なものである。また、厚生労働統計調査は、社会生活の全般にわたる基礎的な資料を提供しており、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」(統計法第1条)である。

このような厚生労働統計調査について、統計リソースの厳しい制約がある中で、適時的確に有用性のある公的統計を作成するという視点から、予算額、目的、活用実績、調査の方法等の一覧を参照しつつ、検討を行った。

II 厚生労働省統計調査の論点等

1 統計調査の実施に関する論点

(1) 重複排除について

厚生労働省で実施する全ての統計調査について、調査項目についてどのような改善が考えられるか、他省庁の所管調査を含め既存統計調査間に重複がないか、調査間の関連付けを強化することにより充実した結果を見出すことが可能か等の観点から検討を進めることが適当である。

(2) 効率的な作成について

(ア) 行政記録情報の活用について

行政記録情報の活用は、報告者の記入者負担の軽減や統計作成の効率化を図る上で有効である。このため、調査計画の作成段階において、利用が見込まれる行政記録情報の正確性にも留意しつつ、当該行政記録の形態や利用のためのコスト面も踏まえ、利用の適否を検討すべきである。

(イ) オンライン調査の推進について

オンライン調査の導入については、郵送料の削減のみならず、チェック機能を設けることによる回答者の誤記入防止、紙から電子データへの入力作業におけるミスの防止などの効果がある。統計調査の質の確保と効率的な実施の観点からも、事業所対象か個人対象なのかなど調査の特性を踏まえつつ、費用対効果の検証を行いながら、政府共同利用システムのオンライン調査機能等を活用したオンライン調査の推進を図るべきである。

また、既に、オンライン調査を導入している調査については、普及・啓発方法を見直し、数値目標を設定するなどオンライン化率の向上を図るべきである。

(3) 回収率の向上について

厚生労働統計調査の中には、行政施策に必要不可欠な統計情報を得るために、回収率が50%に達しないが、他の代替データも存在しないことから、実施されている統計調査も見受けられる。

回収率が低いと非標本誤差が大きくなり、政策判断のみならず国民の社会経済状況の把握を妨げ、適切な政策運営等の障害のみならず、厚生労働統計の利用価値を低下させる。統計調査の正確性と有用性の観点からできる限り回収率の向上に努める必要がある。

このため、各統計調査において回収率向上の目標を設定し、その達成に努めることが重要である。特に、現に回収率の低い統計調査については、期限を付した改善策を図りその目標達成を促すことが適当である。

なお、回収率の向上に際しては、現在行っている、以下①から④のような取組をより一層積極的に実施すべきである。

【回収率向上の取組】

①調査票の改善による記入者負担の軽減の検討

- ・ 記入しやすい調査票のレイアウトや調査項目
- ・ プレプリントの導入

②オンライン調査導入による記入ミス防止と報告者負担の軽減

③統計調査の理解と協力を得るための説明

- ・ 調査票に記入された事項を統計以外の目的で使用しないことや、記入者の特定ができないこと等を記した協力依頼状の添付
- ・ 前回調査時の調査結果（抜粋）を同封することによる統計調査の有用性の啓発

④はがきや電話などによる督促、等

(4) 統計調査のPRについて

現在、厚生労働省のホームページや広報誌による広報などを実施しているが、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、厚生労働省で実施する全ての統計調査について、統計調査結果の有用性等の周知・広報等を推進すべきである。特に、当該統計調査が具体的にどの施策にどのように活用されているかを周知することは重要であり、厚生労働省ホームページ等において記載すべきである。

また、今後策定される「政府統一ロゴタイプ」を厚生労働省で実施する全ての統計調査について、積極的に活用することも重要である。

(5) 統計調査の費用対効果の検証について

統計調査の実施においても、費用対効果の検証は重要な視点である。この場合、統計調査の費用については、統計調査の調査手法や調査客体数によって概ね自動的に決まってしまう面があること、一方で統計調査の効果については、政策の PDCA サイクルにおける活用や国民の利用など様々であり、一様に指標化するのには困難な面があることに留意することも適当である。

(6) 統計調査の利活用度合

(ア) PDCAサイクルでの活用度合いに関する視点

次の①から⑤に掲げるような、政策への利活用等について、その状況が低い調査については調査計画の見直しを図るべきである。

- ①施策の実施に直接用いられるのか
- ②施策の具体的な内容の決定に用いられているか
- ③施策の企画立案に基礎資料として用いられているか
- ④政策評価の指標として用いられているか
- ⑤都道府県等の行政の指針として用いられているか

(イ) 国民の利用度合いに関する視点

統計調査はその結果は報告書やホームページ等により公表されているので、国民が容易に利用することができ、その利用の形態は多種多様で幅広い。全ての国民の利用を行政機関が把握することはできないため、各々の利用の度合いをどのように数量的に評価するのが課題となるが、以下①及び②のような点を参考に判断すべきである。

- ①調査ごとのホームページアクセス状況
- ②各種資料における引用（例えば母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線など）

【報告書への記載要望があった事項（P）】

また、統計調査の費用対効果を高めるためには以下の①から④の観点に配慮すべきとの意見があった。

- ①調査対象や調査目的等が類似した統計調査において、一括で調査を実施することで効率を高められないか
- ②調査客体の多い統計調査について、削減することでコストを下げられないか
- ③1調査客体当たり単価（経費÷調査客体数）を下げる方策はないか
- ④調査を廃止できないか
 - ・時系列でみてあまり変化がないもの
 - ・データ収集が主目的で、さほど利活用されていないもの

2 統計調査の結果提供について

(1) 適時・的確な結果の提供について

(ア) 公表（報告書）の提供の早期化について

厚生労働統計調査については、公表時期（基準日から公表までの期間）が1年を超える統計調査や「報告書の公表までの期間」が2年を超える統計調査も見受けられる。

統計調査の有用性の観点からは、できる限り公表の早期化に努める必要があることから、各統計調査において公表早期化のための目標を設定（概況等の公表が、月次調査で60日以内、年次・周期調査は1年以内）し、その達成に努めるべきである。

また、報告書の作成に時間を要する場合には、ホームページ公表を優先して早期の公表を図ることも適当である。

なお、公表の早期化に際しては、現在行っている以下①から⑤のような取組等をより一層積極的に実施すべきである。

【公表早期化のための取組】

- ①関係機関等への調査票の送付を早めるなど、準備段階より作業の効率化を図り、公表までの時間を短縮
- ②調査票記入者負担軽減を図り、記入しやすい調査票の設計を行い、調査票提出の遅延を防止
- ③調査票の提出期限の周知徹底
- ④オンライン調査の導入による記入ミスの防止と回収期間の短縮
- ⑤内検・集計作業の工夫（目検しやすい調査票の設計・無駄のない集計設計等）によるデータ集計・分析作業の短縮、等

(2) 厚生労働統計の活用について

①統計への容易なアクセスについて

統計利用者の需要にも十分対応した形で調査結果が入手・利用できるようにするため、政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口である「政府統計の総合窓口」(e-Stat) に厚生労働統計調査を原則掲載することにより、限られた統計リソースの中での統計への容易なアクセスの実現を図るべきである。

また、現在、統計調査によつては、ホームページに掲載されている情報量が限定的なものが見受けられるため、調査間で可能な限り統一化を図るとともに、公的統計を利用する上で必要な情報をホームページ上で適切に提供することを推進すべきである。

【報告書への記載要望があった事項（P）】

厚生労働統計調査の不認知をなくし、一般の統計利用者の認識レベルを高める観点から、国民生活や社会保障と密着した出生数、貧困率、肥満度、生活保護、失業者数などのデータについて、時系列データとして『国民生活データ集』のように整理し、わかりやすいパンフレットを作成し、統計調査結果を国民目線でPRすべきではないか。

②二次的利用の推進について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）においても、公表する統計だけでは統計に対するニーズの多様化・高度化に必ずしも十分に答えられなくなっており、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっているとされた。

厚生労働統計調査においても、基本計画に則り、二次的利用の推進に取り組むことが適当である。

Ⅲ 厚生労働省統計調査への提言

1 別会議での検討について

個々の統計調査に関する技術的検討（調査方法・回収率の向上等）については、専門的であり検討に時間を要するため別会議で検討すべきである。

厚生労働統計については、省内に、社会保障審議会統計分科会、厚生労働統計の整備に関する検討会、医療費統計の整備に関する検討会等があり、これらの会議が検討の場として考えられる。

なお、基幹統計調査については統計委員会において調査設計の段階から審議されていることから、別会議では、「Ⅱ 厚生労働省統計調査の論点等」を踏まえ、一般統計調査について重点的に検討することとすべきである。

2 定期的な見直しについて

上記1の別会議については、各調査について定期的（3～5年）に見直しを行うことができるよう、開催時期の工夫を行うことが適当である。

3 統計ガバナンス機能の強化について

現在、厚生労働省で実施する統計調査については、統計情報部がその調整や他省との窓口機能を担うこととされているが、省内すべての統計について政策的意義を高めるための助言、指導等の役割を十分に果たしていない面がある。

このため、本統計仕分けを契機とし、上記別会議の事務局として統計情報部が効果的な運営に当たることにより、統計の省内ガバナンス機能の強化を図ることが何よりも重要であることを強調したい。